

児童・生徒が濃厚接触者・又は疑いになった場合の対応マニュアル

- ①児童・生徒本人が体調不良者（発熱・呼吸器症状・風邪症状がある場合（アレルギー症状を除く））
- ②児童・生徒本人が濃厚接触者に該当した場合
- ③保護者（家族等）がPCR検査（抗原検査）等を受ける場合

【保護者】

- 1) 保護者から学校に電話連絡し、児童・生徒は自宅待機し登校しない。
- 2) 健康観察の徹底。
- 3) 保護者は児童・生徒の健康状態に十分留意し、不調があれば保健所/医療機関へ相談し、学校へ連絡。

【校長】

- 1) 登校せずに自宅待機（出席停止）し、健康観察を徹底するよう保護者に依頼。
※健康状態は指示があるまで、学校に報告するよう説明。
- 2) 体調不良の場合は、症状の発生日および受診状況の確認。
- 3) 児童・生徒本人の体調確認
- 4) 2日前（体調不良の場合は症状が発生する2日前）から家庭内の接触状況を確認するよう保護者に依頼。
- 5) 2)、3)の情報をまとめ、当日中に学校教育課に連絡。

家族等のPCR検査等の結果が判明

【保護者】 1) 家族等のPCR検査等の結果が判明した時点で学校に連絡。

【校長】 1) 学校教育課に連絡。

家族等のPCR検査等の結果陽性の場合

【校長】

- 1) 児童・生徒が濃厚接触者に該当するか判明するまで登校せず自宅待機（出席停止）し、健康観察を継続するよう保護者に依頼。

家族等のPCR検査等の結果陰性の場合

【校長】

- 1) 自宅待機期間は終了とし、健康状態に十分留意した上で、児童・生徒の登校を許可。

児童・生徒が濃厚接触者に該当するか判明

【保護者】 1) 児童・生徒が濃厚接触者に該当するか判明した時点で学校に連絡

【校長】 1) 学校教育課に連絡。

児童・生徒が濃厚接触者に該当した場合

【校長】

- 1) PCR検査等の結果が判明するまで児童・生徒は登校せず自宅待機（出席停止）とし、健康観察を継続するよう保護者に依頼。

児童・生徒が濃厚接触者に該当しなかった場合

【保護者】

- 1) 保健所に児童・生徒の登校の可否について確認し、学校に連絡。

【校長】

- 1) 保健所の指示に従い、児童・生徒が登校等することを学校教育課に報告。児童・生徒、保護者に正しく説明し、差別のない学校にする。

PCR検査等が必要とされた場合

【校長】

- 1) 初回報告の2日前（体調不良の場合は症状が発生する2日前）からの家庭内および学校内での接触状況（学級・担任・住民等）を確認。

【学校教育課】

- 1) 学校からの報告をもとに接触者リストを作成。
- 2) 陽性だった場合の消毒範囲の検討。
- 3) 陽性となった場合に備え、総務課に消毒や動員の準備を始めるよう連絡。

一般内科を受診または、保健所に相談

【保護者】

- 1) 受診または相談結果を学校に連絡。

【校長】

- 1) 学校教育課に連絡。

PCR検査等不要と判断された場合

快復後、児童・生徒の登校を許可する。ただし、発熱がある場合、解熱後3日（解熱日を含む）は出席停止とする。

PCR検査等陰性（検査・問診等の結果、体調不良者と判断された場合）

快復後、保健所の指示に従い、児童・生徒の登校を許可する。ただし、発熱がある場合、解熱後3日（解熱日を含む）は出席停止とする。

PCR検査等陰性（検査・問診等の結果濃厚接触者と判断された場合）

保健所の指示の基づき、自宅待機（出席停止）

【保護者】

- 1) 学校に検査結果および保健所からの指示を連絡。

【校長】

- 1) 保護者からの報告を、学校教育課に報告。

【学校教育課】

- 1) 校長からの報告確認。

【保護者】

- 1) 学校に検査結果及び保健所からの指示を連絡
- 2) 児童・生徒は病院又は、宿泊施設にて治療等（出席停止）

【校長】

- 1) 学校教育課に検査結果及び保健所からの指示を報告
- 2) 濃厚接触者の対応等保健所の管理（②の流れ）、保護者、児童・生徒に正しく説明し、差別のない学校にする。

【学校教育課】

- 1) 県の指示に基づいた箇所、町が必要とする箇所の消毒を実施。
- 2) 児童・生徒の登校は、主治医・保健所の意見をもとに協議の上決定。